

馬越浄水場及び送水施設運営業務委託

基本協定書（案）

令和7年6月

会津若松地方広域市町村圏整備組合

馬越浄水場及び送水施設運営業務委託

基本協定書（案）

馬越浄水場及び送水施設運営業務委託（以下、「本委託」という。）に関して、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下、「本組合」という。）は、[● / [●]（代表企業とする）、[●]、[●]で構成されるグループ [●]（以下、総称して「本事業者」という。）との間で、本委託に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下、「本基本協定」という。）を締結する。

なお、本基本協定において使用される用語は、本基本協定に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、本組合が令和7年●月●日に公表した「馬越浄水場及び送水施設運営業務委託 募集要項」及びその付属資料において定義された意味を有する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本委託に関し本事業者が公募型プロポーザル方式における優先交渉権者として決定されたことを確認し、本委託の実施を目的として本組合と本事業者の間で締結される予定の委託契約（以下、「本委託契約」という。）に関する双方の義務等について、必要な事項を定めるものとする。

（当事者の義務）

第2条 本組合及び本事業者は、本委託契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

2 本事業者は、本委託契約締結のための協議にあたっては、本委託契約書（案）の他、本事業者が提出した提案書類及びヒアリングでの説明を遵守するとともに、馬越浄水場及び送水施設運営に係る事業者選定委員会及び本組合の要望事項を尊重する。

（SPC の設立等）〔事業者が SPC を設立する場合〕

第3条 本事業者は、本基本協定締結の日から令和8年3月31日までの間に、本委託を本委託契約の定めに従い遂行することを事業目的とする特別目的会社（以下、「SPC」という）を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、SPCを本組合の構成市町村（会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町の1市7町2村を総称して「構成市町村」という。）内に設立しなければならない。

2 前項に規定する SPC の設立にあたっては、構成企業は全員出資を行うこととし、出資比率は代表企業を唯一最大とする。なお、SPC の資本金は経営に必要なかつ適切な規模とすることとする。

3 SPC の設立にあたって、構成企業は原則として変更できないものとする。ただし、構成企業のいずれかが債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合等やむを得ない事業により当該構成企業の SPC への出資が困難な事態となった場合には、直ちに本組合に通知するとともに、他の構成企業は連携して必要な出資金を確保し、第1項及び前項に規定する SPC を設立しなければならない。

4 本事業者は、SPC の取締役及び監査役等の役員が選任され、または改選された場合、SPC をし

てこれを本組合に報告させるものとする。

- 5 各構成企業は、本委託契約が終了するまで SPC 株式を保有するものとし、保有する SPC 株式の譲渡、担保権の設定又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による本組合の承諾を得なければならない。

(委託契約の締結等)

第4条 本組合と本事業者は、本委託契約を、募集要項の付属資料である本委託契約書(案)(以下「本委託契約書(案)」という。)の内容にて令和7年12月を目途に締結するべき最大限努力する。

- 2 本組合は、本委託契約書(案)の文言に関し、本事業者より説明を求められた場合、募集要項等において示された本委託の目的等に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 3 前項の定めにかかわらず、本委託契約の締結までに、本事業者を構成する企業のいずれかが次の各号のいずれかの事由に該当するとき(但し、第1号ないし第5号については本委託に関して該当した場合に限る。)、本組合は、本基本協定を解除し、本委託契約を成立させないことができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。)第3条、第8条各号若しくは第19条に違反したことにより、公正取引委員会が当該構成企業に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号若しくは同第2号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号若しくは同第2号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本委託が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が当該構成企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 役員等(法人の役員、支配人、支店長及び営業所長並びに個人の事業主及び支配人をいう。以下この項において同じ。)若しくは使用人について、独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 役員等又は使用人について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(6) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(7) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員

が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(8) 役員等が、自己又は自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等を行ったと認められるとき。

(9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(10) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(11) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第6号ないし第10号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(12) 第6号ないし第10号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、本組合が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

(13) その他談合行為があったと認められるとき。

4 本委託契約の締結までに、構成企業のいずれかが、募集要項等において提示された応募者の参加資格要件等の一部又は全部を喪失した場合には、本組合は、本委託契約を締結しないことができる。

(賠償額の予定)

第5条 本事業者は、構成企業のいずれが前条第3項各号のいずれかに該当するときは、本組合が本委託契約の締結又は解除をするか否かを問わず、違約金として、本委託契約に定める業務委託料の10分の1に相当する額を支払わなければならない。

2 前項の場合において、構成企業は、連帯して前項の規定による違約金支払義務を負担する。

3 第1項の規定は、本組合に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合において、当該超過分につき本組合が賠償を請求することを妨げるものではない。かかる超過分の損害賠償義務についても、構成企業は連帯してこれを負担する。

(準備行為)

第6条 本組合及び本事業者は、本委託契約の締結前であっても、自己の責任及び費用で、本委託に関して必要な準備行為を行うことができるものとする。

(委託契約の不成立)

第7条 本組合議会における否決等、事由のいかんを問わず本委託契約が締結に至らなかった場合には、本基本協定に別段の定めがない限り、既に本組合及び本事業者が本委託の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 前項の定めにかかわらず、本組合又は本事業者いずれかに本委託契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき事由がある場合には、帰責事由のある当事者が他方の当事者の損害を賠償する。

(有効期間)

第8条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から、本委託契約の全てにつき本契約として成立した日までとし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、本委託契約が締結に至らなかった場合には、本委託契約締結の不成立が確定した日をもって本基本協定は終了するものとする。

3 前二項の規定に関わらず、本基本協定の終了後も、第3条、第4条、第5条、第6条、前条及び第11条乃至第14条の定め(但し、前項による終了の場合は、第3条、第4条及び第6条を除く。)は有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(基本協定の解除)

第9条 前条の定めにかかわらず、本委託契約の締結前に、本事業者のいずれかが本基本協定のいずれかの規定に違反した場合において、本組合が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が是正されない場合、本組合は、代表企業に書面で通知することにより、本基本協定を解除することができる。

2 前項に該当する場合において、本組合が別途請求したときは、本事業者は、第5条に定める違約金及び損害賠償を本組合に支払う義務を負うものとする。

(基本協定上の権利義務の譲渡禁止)

第10条 本組合及び本事業者は、当事者全員の書面による承諾なく、本基本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持)

第11条 本組合及び本事業者は、本基本協定又は本委託に関連して相手方から秘密情報として受領した情報は秘密として保持し責任をもって管理し、本基本協定の履行又は本委託の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 開示の後に本組合又は本事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 本組合及び本事業者が本基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、本組合及び本事業者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令に従い開示が要求される場合

- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 本組合と本委託につき守秘義務契約を締結した本組合のアドバイザーに開示する場合
 - (5) 本組合が本組合議会及び構成市町村の各議会に開示する場合
- 4 本組合は、前各項の定めにかかわらず、本委託に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他本組合の定める諸規定の定めるところに従って、情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 本事業者は、本委託に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、本組合の定める諸規定を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第12条 本組合及び本事業者は、本基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、福島地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(準拠法及び解釈)

第13条 本基本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

- 2 本基本協定及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、本基本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。
- 3 本基本協定の変更は書面で行う。

(誠実協議)

第14条 本基本協定に定めのない事項について必要が生じた場合又は本基本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、本組合及び本事業者が誠実に協議して定めるものとする。

本基本協定の証として、本書●通を作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年●月●日

(本組合)

福島県会津若松市中央三丁目10番12号
会津若松地方広域市町村圏整備組合
管理者

(本事業者)

[● /

(代表企業)

[所在地] ●

[商号] ●

[代表者] ●

(構成企業)

[所在地] ●

[商号] ●

[代表者] ●

(構成企業)

[所在地] ●

[商号] ●

[代表者] ●]